

令和元年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産加工振興センター、商工観光課〕
建設水道部〔都市整備課〕
選挙管理委員会事務局
2. 監査の期間 自 令和 元年 11月 11日
至 令和 元年 12月 13日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成30年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否

- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産加工振興センター

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 骨肉分離機の賃貸借契約において、契約書第1条(2)の概要・仕様等を「別紙のとおり」と規定しているが、契約書に別紙の添付がなく仕様等が不明な内容となっている。

● 商工観光課

○ 商工労政担当

1. 収入事務について

【意見】

- (1) 物品貸付収入及び季節労働者生活資金貸付金損失補償本人負担金の収入未済金において、市民負担の公平性の確保に努めることは当然のことながら、昭和35年度から昭和55年度までの貸付であり、長期にわたり納入がないことに加え、長期間を経過しているため居所不明や死亡等により納入督促ができない状況にあることから、滞納者の実態把握に努められ適正な措置を講じられたい。

○ 観光振興担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 温根元野鳥観察舎施設清掃業務の委託料の支出において、9月分の業務日数は4日であるのに、5日分の委託料を支出しているので、精査のうえ適正な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 景勝地清掃業務委託（北方原生花園木道・花咲港車石園地）の執行伺書において、平成30年4月1日に「北方原生花園駐車場トイレ清掃業務にあわせて実施することで経費節減が見込まれる。」を理由の一つとして、1者から見積書を徴して契約を締結しているが、北方原生花園駐車場トイレ清掃業務の見積合は、4月23日に3者を指名して執行されており、4月1日の時点では受注者が未確定であり、1者を指名して随意契約とする要件を満たしていないので、見積合は厳正に執行されたい。

◎ 建設水道部

● 都市整備課

○ 都市管理担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 収納金（地籍調査証明手数料・都市計画図頒布代）の払込みにおいて、収納金は会計規則第33条の規定に基づき払い込まれるものであるが、収納金払込書兼収入原符集計票の指定金融機関に払い込まれた日付は、領収書の日付から3日から7日を経過しているものがあるので、収納金は厳正に取り扱われたい。

2. 財産について

【指摘事項】

- (1) 道路占用料の徴収において、
- ① 長さや面積、月割りや日割りにより算定される金額の1円未満の端数を切り上げとしているが、「道路占用料徴収条例」に端数処理に関する規定がないことから、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に準じ、確定金額に1円未満の端数があるときは切り捨てとなる。
 - ② 占用期間は平成31年1月29日から同年3月13日の3か月分となるが、算出内訳は2か月分で算定されており、1か月分少ない徴収となっているので確認のうえ適正な措置を講じられたい。

○ 都市事業担当

- ・特記事項なし

○ 都市公園担当

- ・特記事項なし

○ 維持担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) タイヤショベルの修繕料の変更契約書において、第1条中の原契約書4とあるが、修繕料に関する条文は原契約書10が正しく、契約書の作成にあたっては細心の注意を払われ契約を締結されたい。

◎ 選挙管理委員会事務局

○ 選挙担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 不在者投票特別経費（事務経費）の支出負担行為何兼支出命令書において、請求日から30日を超える支払となっているものがあるので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項の規定に基づき適正に事務処理されたい。